

# 船舶事故調査報告書

平成22年3月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成20年12月19日 09時30分ごろ
発生場所	鹿児島県志布志市志布志港南防波堤灯台から真方位176° 1.6海里付近 （概位 北緯31° 25.3′ 東経131° 05.6′）
事故調査の経過	平成20年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取手続きを行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二 <sup>えびす</sup> 蛭子丸、4.9トン KG3-24510（漁船登録番号）、大二水産株式会社 11.95m(Lr)×2.80m×0.75m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和54年7月17日
乗組員等に関する情報	船長A 男性 26歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年3月28日 免許証交付日 平成19年3月30日 （平成24年3月29日まで有効） 漁ろう長 男性 33歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年7月1日 免許証交付日 平成16年7月2日 （平成21年7月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長A）
損傷	なし
事故の経過	A船は、チリメンジャコ漁に従事するひき網船で、平成20年12月19日07時00分ごろ、船長A及び甲板員が乗り組み、船長Bが単独で乗り組みA船と組んで2そう曳きを行うひき網船（以下「B船」という。）、及び船長として漁ろう長が単独で乗り組む運搬船兼魚群探索船（以下「C船」という。）の僚船2隻とともに船団を構成して鹿児島県波見 <sup>はみ</sup> 港を出港した。 A船、B船及びC船は、07時30分ごろ志布志湾の漁場で操業を開始したが、風が強まってきたため操業を中止して帰港することとした。 船団は、A船の右舷側とB船の左舷側を接舷して固縛し、両船は機関を中立として、それぞれの後部甲板にあるウインドラムで左右の袖網部を巻き揚げたのち、C船の右舷側をA船の左舷側に接舷、固縛し、船長B及

	<p>び漁ろう長がA船に移乗して、全員で袋網部をA船後部甲板に揚収し整頓する作業に取りかかった。</p> <p>船長Aは、甲板員と船尾に備えられた網揚げローラー（以下「ローラー」という。）の左右に分かれ、網の空回りを防ぐため、巻き上げられてくる網を下方に引いてローラーとの摩擦力を保持し、漁ろう長は、左舷中央に設置されたローラーの油圧装置レバーの操作を行いながら網の整頓を行っていた。</p> <p>揚網作業中、竹の根が網に絡まって揚がってきたので、仮置きするため、漁ろう長と甲板員は、2人で竹の根を網ごと左舷側に移動していた。</p> <p>操船のためA船の船橋とB船の船橋の間にいた船長Bは、1人で網を保持していた船長Aが巻き上げている網に左手を絡ませ、身体ごとローラーに巻き込まれるのを目撃して大声で叫び、これを聞いた漁ろう長が油圧装置レバーでローラーを停止し逆回転させて、船長Aをローラーから離れた。</p> <p>船長Aは、C船で志布志港に運ばれて病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は頸髄損傷と検案された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2～3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>ローラーは、船尾端の甲板上約85cmの高さに設置された長さ約183cm、直径約16cmの、表面に凹凸のあるゴム製揚網装置で、油圧によって回転して、摩擦で網を揚げるため、ローラー上部に巻き上げられてくる網を常時下方に引いてローラーとの摩擦力を保持する必要があった。当時、毎分約43回転の最高速度で運転していた。</p> <p>船長Aが左手を網に絡ませたとき、船長Bには船長Aが何かをつかもうとして自ら網に手を入れたように見えた。</p> <p>漁ろう長は、ウインチドラムに巻き込まれる事故が発生していることは聞いていたが、ローラーに巻き込まれる事故については聞いたことがなかったため、ローラーによる揚網作業が、危険であるとの認識が薄かった。</p> <p>船団の全員が編み帽子、上下別の合羽、長靴を着用し、素手で作業を行っていた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>死因は頸髄損傷であった。</p> <p>船長Aは、ローラーに巻き込まれたことにより、頸髄損傷に至ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、巻き上げている網に左手が絡まり、身体が網とともに巻き込まれたものと考えられるが、網に左手を絡ませた原因については明らかにすることはできなかった。</p> <p>揚網作業を3人で行っていれば、船長Aが左手を網に絡ませたとき、漁ろう長が直ちにローラーを停止して、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p> <p>漁ろう長は、ローラーによる揚網作業が危険であ</p>

	<p>るとの認識が薄く、ローラーを監視できないときはいったん停止するなどの措置を講じていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が志布志湾において揚網作業中、網に絡まって揚がってきた竹の根を処理する必要が生じた際、揚網作業を中断せず、ローラーの操作に当たっていた漁ろう長と、船長Aと2人で網を引いていた甲板員が竹の根の処理に当たり、船長Aが単独で揚網作業を続けたため、船長Aが左手を網に絡ませたとき、直ちにローラーを停止することができず、身体ごとローラーに巻き込まれたことにより、発生したものと考えられる。</p>